

名古屋大学緊急地震速報システムの管理運用に関する申合せ

(趣旨)

第1条 名古屋大学緊急地震速報システム管理運用要項(平成22年度要項第4号。以下「要項」という。)第12の規定に基づく名古屋大学緊急地震速報システム(以下「システム」という。)の管理運用に関し必要な事項は、この申合せの定めるところによる。

(要項第7第2項関係)

第2条 要項第7第2項の規定に基づく防災無線の鳴動による緊急地震速報の名古屋大学(以下「本学」という。)内への周知は、本学の近隣に居住する住民の事情等を考慮し、次の各号のいずれにも該当する場合に限るものとする。

- 一 東山キャンパスにおいて震度5弱以上の揺れが予測される場合
- 二 周知する時間が午前6時から午後9時までの間である場合

(関係自治体等への説明)

第3条 災害対策室は、防災無線の鳴動と行政の同報無線との整合性を考慮し、関係する市、区、自治体等に対し、必要に応じて防災無線の鳴動について説明を実施するものとする。

第4条 施設管理部は、防災無線の鳴動による本学の近隣に居住する住民等への影響を考慮し、当該住民等に対し、日頃から必要に応じて防災無線の鳴動について説明を実施するものとする。

(要項第8第2項関係)

第5条 要項第8第2項の規定に基づき、災害対策室は、本学の構成員に対し、緊急地震速報の原理、性質、限界等について、災害対策室のホームページ等により情報を提供するものとする。

(誤報に対する処置)

第6条 発表された緊急地震速報が誤報であったことが気象庁から通知された場合は、鳴動中の防災無線を直ちに停止し、誤報であった旨の放送を行う。

2 防災無線の鳴動が終了した後に、発表された緊急地震速報が誤報であったことが気象庁から通知された場合は、直前の防災無線の鳴動が誤報であった旨の放送を行う。

附 則

この申合せは、平成22年5月11日から実施する。